

## 宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業（以下「事業」という。）における補助金の交付について、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 この事業は、介護保険制度を安定的に運営していくため、予算の範囲内において、介護職員、ケアマネジャーのスキル向上に資する研修受講料及び介護支援専門員実務研修受講試験対策講座にかかる費用の一部を補助することにより、質の高い介護人材の育成及び確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号のロに基づき宮崎県の指定を受けた介護員養成研修事業者が行う研修をいう。
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設で実施する研修をいう。
- (3) 介護支援専門員実務研修受講試験 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の3に規定する介護支援専門員実務研修受講試験（以下「実務研修受講試験」という。）であって、都道府県が行う試験をいう。
- (4) 介護支援専門員実務研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の4に規定する介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）であって都道府県が行う研修をいう。
- (5) 介護支援専門員実務研修受講試験対策講座 第3号に定める実務研修受講試験の合格を目的とした、介護に関する研修や講座を実施している民間の学校での講座をいう。（以下「受講試験対策講座」という。）
- (6) 介護サービス事業所等 宮崎市（以下「市」という）が指定した介護サービス事業者であって次に掲げるサービス等を提供し、又は施設を運営する事業所をいう。
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービスを行う事業であって、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除くものとする。
  - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
  - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
  - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスを行う事業であって、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除くものとする。

- オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
- カ 法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業
- キ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム
- ク 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- ケ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- コ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- サ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

(6)「介護職員等」とは、介護サービス事業所等に就業している介護従事者をいう。(介護従事者以外の事務員、清掃員、調理員等は除く。)

#### (対象経費)

- 第4条 研修や講座の受講に要した経費のうち、初任者研修、介護福祉士実務者研修、実務研修に係る受講料及び、受講試験対策講座に係る受講料を対象とする。
- 2 前項の対象経費には、補講にかかる費用や研修会場までの交通費、食費、振込手数料等は含まないものとする。

#### (補助対象者)

- 第5条 補助対象者は、次の各号に掲げる全てを満たす者とする。
- (1) 市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 本市において市税の滞納がない者
  - (3) 宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者
  - (4) 申請日時点において、受講料を完納している者。ただし、本市が補助する金額と受講料との差額については就労先等から助成等を受けることができるものとする。
- 2 初任者研修及び介護福祉士実務者研修の補助対象者については、前項の要件に加え、次号に掲げるすべてを満たす者とする。
- (1) 申請日において研修を修了しており、かつ、その修了日が、申請日の属する年度の前年度の10月1日以降であること。
  - (2) 研修過程修了後、市内に所在する介護サービス事業所等において介護職員として就職し、かつ、3か月以上継続して就労している者とする。
- 3 実務研修の補助対象者については、第1項の要件に加え、実務研修を受講し介護支援専門員の登録を行うこと、かつ、その登録日が申請日の属する年度であること。
- 4 受講試験対策講座の補助対象者については、第1項の要件に加え、実務研修受講試験を受験すること、かつ、その受験日が申請日の属する年度であること。

#### (補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助額は受講者が負担した額を超えないものとする。なお、初任者研修と介護福祉士実務者研修の申請については、同一の者が同年度内で申請はできないものとする。また、受講試験対策講座の申請については、同一の者で一度の申請に限るものとする。
- (1) 初任者研修 上限4万円
  - (2) 介護福祉士実務者研修 上限5万円
  - (3) 実務研修 上限3万円

(4) 受講試験対策講座

上限3万円(対象経費の2分の1以内)

(交付申請及び実績報告)

第7条 補助対象者は、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)並びに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日から1か月以内に発行された滞納無証明書
- (2) 初任者研修及び実務者研修にあつては修了証書の写し
- (3) 初任者研修及び実務者研修、実務研修にあつては受講料の領収証の写し
- (4) 実務研修にあつては、介護支援専門員資格証の写し
- (5) 受講試験対策講座補助にあつては、実務研修受講試験を受けたことが分かるものの写し

(オンラインによる申請及び実績報告)

第8条 電子情報処理組織(宮崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成29年条例第39号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行われた申請等については、前条の規定にかかわらず、同条例第3条並びに宮崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成29年規則第58号)第4条及び第6条の規定の例による。

(補助金の交付決定及び確定)

第9条 市長は、第7条及び第8条に規定する交付申請及び実績報告があつたときは、当該申請等に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、相当と認めるものについて補助金の交付の決定及び確定をするものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定及び確定をしたときは、交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、その他特別な事情があるときは、取下届(様式第3号)により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付決定及び確定はなかつたものとみなす。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、第9条に規定する補助金の交付決定及び確定があつたときは、補助金請求書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に請求するものとする。

- (1) 預金通帳の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、請求のあつた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(関係書類の保存)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付及び確定に係る関係書類を、補助金の交付決定及び確定の日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業補助金

交付申請書 兼 実績報告書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

ふりがな

申請者 氏 名

生年月日 S・H 年 月 日

〒

住 所

連 絡 先

宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業の補助要件を満たしましたので、要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

1 収支報告

受講料(A)	円
助成等(B)※	円
A-B (C)	円
交付申請額 ※各上限額とCの少ない方	円
自己負担金	円

補助の上限額

初任者研修	40,000円
介護福祉士実務者研修	50,000円
実務研修	30,000円
受講試験対策講座	30,000円

※本補助金以外の就労先等からの助成を指す

2 受講期間

初任者研修 【 年 月 日 ～ 年 月 日】  
介護福祉士実務者研修 【 年 月 日 ～ 年 月 日】  
実務研修 【 年 月 日 ～ 年 月 日】  
受講試験対策講座 【 年 月 日 ～ 年 月 日】

3 在籍している介護サービス事業所

※初任者研修・介護福祉士実務者研修を受講された方のみご記入ください。

※市が介護サービス事業所へ直接在籍の確認をします。

事業所名	
所在地	
連絡先	
勤務開始日	

4 添付書類

全てに共通	税の滞納無証明書（申請日から前後1か月以内に発行）
初任者研修 及び 介護福祉士実務者研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>各研修の修了証書の写し</li> <li>各研修受講料の領収書の写し</li> </ul>
実務研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>振込金受領書の写し（研修受講料）</li> <li>介護支援専門員証の写し</li> </ul>
受講試験対策講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講料の領収書の写し</li> <li>実務研修受講試験の振込金受領書の写し（受験手数料）</li> </ul>

宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業補助金の申請にあたり、以下のことについて同意します。

チェック欄 ※確認後、○を記入。	誓約（同意）項目
	住民基本台帳の記録や介護保険料の滞納について、市が確認することに同意します。
	宮崎市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団関係者ではありません。 また、宮崎市暴力団排除条例に基づき、宮崎市が暴力団を利することのないことを確認するため、本紙に記載された個人情報を警察機関へ提出することについて同意します。

宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業補助金

交付決定書 兼 確定通知書

第 年 月 日 号

様

宮崎市長

年 月 日付で交付申請のあった宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業補助金については、下記のとおり交付することに決定（確定）しましたので、同交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

3 補助金の交付の条件

この補助金の使途、その他について不相当と認めたとき、また宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であることが判明したときは、決定の取消、または交付した補助金の全部または一部の返還を求めることがある。

宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業補助金 取下届

年 月 日

宮崎市長 殿

申込者 氏 名

住 所

年 月 日付けで交付申請をしました宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業補助金について、以下の理由により取り下げます。

【理由】



宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業補助金 請求書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

申請者 氏 名

住 所

年 月 日付で補助金の交付確定のありました宮崎市介護職・ケアマネジャー資格取得補助事業補助金について、同交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 円

口座振込先

金融機関名		銀行・信組・信金・労金・農協・漁連				
		本店・支店・本所・出張所				
預金種目	普通預金・当座預金・その他	口座番号				
(カタカナ) 口座名義						

※金融機関名や口座名義がわかる預金通帳の写しを添付してください。